

**令和3年度広島ピースツーリズムフォトコンテスト実施業務
公募型プロポーザル説明書**

1 委託業務内容

- (1) 業務名
令和3年度広島ピースツーリズムフォトコンテスト実施業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和4年3月31日(木)まで
- (3) 業務内容
別紙 令和3年度広島ピースツーリズムフォトコンテスト実施業務仕様書のとおり。
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、次のとおりとする。
1,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内
- (5) 契約担当課
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)
広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当
TEL 082-504-2767 FAX 082-504-2253
E-mail kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (5) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 公募型プロポーザル参加申込み

- (1) 申込期間
公示日から令和3年7月7日(水)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く毎日。
午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出場所
前記1(5)に同じ
- (3) 提出方法
公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)を作成し、前記1(5)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。
- (4) 提出物
公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)

<添付資料>

- ・広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（原本）
 - ・消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（原本）
- ※ 両証明書とも、発行年月日が申請提出日から3か月前の日以降のもの

- (5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 参加資格確認結果の通知
令和3年7月9日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

4 質問の受付と回答

- (1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 公示日から令和3年7月7日（水）正午まで
- イ 受付場所 前記1(5)に同じ
- ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和3年7月16日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、7月16日（金）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書について
表紙には、「令和3年度広島ピースツーリズムフォトコンテスト実施業務 企画提案書」と記載するとともに、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。**（ただし、代表者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）**
- (2) 企画提案書に記載する内容
なお、企画提案書に記載する内容は以下のとおりとする。なお、企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

【業務体制等に関すること】

- ア 業務体制
- ・業務従事者を明記した体制を示す資料を作成すること。
 - ・なお、業務従事者のうち責任者については、役職、職歴等を記載すること。
- イ 業務実施の能力
- ・これまで実施した類似事業の実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載すること（複数記載可）。
 - ・個人情報や著作権等の管理方法や管理体制等について記載すること。
- ウ スケジュール等
- ・募集開始から応募受付、入選者選定に係る一連の流れやスケジュールを記載すること。

【企画提案の内容に関すること】

- ア フォトコンテストの実施
- (7) 募集部門の募集テーマの設定
フォトコンテストの募集部門（2部門）について、次の募集イメージを参考に、応募者に分かりやすく、多くの人が参加したいと思う募集テーマを設定すること。その際、メインビ

ジュアルによるフォトコンテストのイメージ画像(※1)などを用いて説明すること。また、主な応募条件(日本語と英語によるSNSの投稿時におけるハッシュタグ等)も提案すること。

<募集イメージ>

募集部門① 広島広域都市圏内(※2)の『平和』に関わるスポット:

広島広域都市圏内の「平和」を感じられるスポット等(例えば、原爆ドームや被爆建物など)の来訪意欲を喚起する写真を集めるもの。

募集部門② あなたにとっての「平和」:

応募者が自分の身近なところで「平和」を感じたり、考えたりしたことが伝わる写真(例えば、笑って過ごせること、食事ができること、何の心配もなく寝られること(衣食住、喜怒哀楽、学校・職場など様々な場面)などの写真)を集めるもの。

<補足>

※1 イメージ画像:

令和2年度に実施した思い出の中の「ピース」フォトコンテストの受賞作品をメインビジュアルとして使用を希望する場合は、7月7日(水)までに電子メールにてその旨を連絡すること。

※2 広島広域都市圏:

広島市の都心部からおおむね60キロの圏内にある、東は三原市エリアから、西は山口県柳井市エリアまでの以下の25市町(計12市13町):

【広島県】:広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

【山口県】:岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

(イ) フォトコンテストの賞品

入選作品に対する賞の名称や入賞商品を選定理由とともに提案すること。

(ロ) 応募者数の目標値

フォトコンテストの応募者数の目標値を設定し、その理由や根拠とともに記載すること。

イ プロモーションの実施

(ア) インフルエンサーの提案

起用するインフルエンサーのプロフィールや実績、フォロワー数、エンゲージメント率や男女比の構成などの属性等を説明し、採用した理由や根拠を記載すること。また、起用するインフルエンサーの1投稿当たりのインプレッション数やエンゲージメント率等について目標値を設定し、その理由や根拠とともに記載すること。

(イ) インスタグラム等による広告

フォトコンテストの周知方法とそれにより期待される効果について、理由や根拠とともに記載すること。

(ロ) フォトコンテストの結果発表の企画

市民や来訪者に広くフォトコンテストの結果発表を周知する企画を提案し、またそれにより期待される効果について、理由や根拠とともに記載すること。

ウ その他の効果的な取組

上記業務に加え、本業務の目的に合致した効果的な取組があれば、1(4)概算事業費の範囲内で提案すること。

エ 経費の内訳

本業務に係る経費について、内訳とともに記載すること。

(3) 企画提案書の提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本8部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦置き横書きとし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて10枚以内とする。(資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさを3ツ折にすることとし、A4用紙は両面又は片面いずれも可、A3用紙は片面のみ可とする。なお、A3用紙はA4用紙2枚換算とする。)

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。また、採用された提案の著作権は広島市に帰属する。

(4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和3年7月16日(金)正午

イ 前記1(5)に同じ

ウ 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

6 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、広島ピースツーリズムフォトコンテスト実施業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 経済観光局観光政策部長

委員 企画総務局広報課長

市民局国際平和推進部平和推進課被爆体験継承担当課長

経済観光局観光政策部観光企画担当課長

経済観光局観光政策部観光プロモーション担当課長

(3) 審査基準

別紙 企画評価基準のとおり

(4) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、書面審査のみを実施する。

イ 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙 企画評価基準の合計得点(100点満点)が、本市の求める最低水準(60点)に達していない場合、または、「1業務実施体制等に関する評価」の(1)業務体制(5点満点)、(2)業務実施の能力(5点満点)、(3)スケジュール等(5点満点)がそれぞれ、本市の求める最低水準(3点)に達していない場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。

なお、得点の第二順位以下の者も同様に上記の最低基準に達していない場合は、受託候補者とししない。

ウ 得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

7 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

8 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。

(2) 契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

9 その他

(1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。

(5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと

認められる場合は、参加資格を失うことがある。

10 問合せ先

前記1(5)に同じ。